

令和3年12月3日招集

令和3年第8回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第111号	令和3年度琴浦町一般会計補正予算(第8号)……………	1
議案第112号	琴浦町税条例の一部改正について……………	2
議案第113号	琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について……………	3
議案第114号	琴浦町国民健康保険条例の一部改正について……………	4
議案第115号	令和3年度琴浦町一般会計補正予算(第9号)……………	5
議案第116号	令和3年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)……………	9
議案第117号	令和3年度琴浦町下水道事業特別会計補正予算(第3号)……………	10
議案第118号	令和3年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)……………	11
議案第119号	令和3年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第2号)……………	12
議案第120号	令和3年度琴浦町水道事業会計補正予算(第3号)……………	13
議案第121号	財産の取得について(斎尾廃寺跡保存・活用用地)……………	14
議案第122号	鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更について……………	17

令和3年12月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第111号	議案名	令和3年度琴浦町一般会計補正予算(第8号)		
目的	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業にかかる補正を行うもの。				
内 容	1 補正額[単位：千円]				
	補正前予算額		補正額	補正後予算額	
	12,511,439		129,066	12,640,505	
	2 補正内容				
	(1) 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業[129,066千円]				
	ア 事業説明				
	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして臨時特別一時金を支給するもの。				
	イ 支給対象者				
	平成15年4月2日以降に生まれた児童(高校生以下)の保護者のうち、生計維持の程度の高い者で児童手当受給者もしくは準ずる対象者(児童手当の特例給付者等は除く。)				
	ウ 給付金額及び対象者数				
給付対象児童1人当たり5万円(2,517人)					
エ 給付時期等					
・令和3年12月から順次支給					
・児童手当受給者は、申請手続不要					
・児童手当で把握できない対象者(高校生、保護者が公務員等)は、申請手続が必要					
オ 経費					
子育て世帯への臨時特別給付金			[125,850千円]		
事務費(消耗品費・通信運搬費・手数料)			[708千円]		
子育て世帯への臨時特別給付金支給事業システム導入委託料			[1,914千円]		
人件費(会計年度任用職員給料等)			[534千円]		
人件費(職員時間外勤務手当)			[60千円]		
カ 財源					
子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金			[125,850千円]		
子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金			[3,216千円]		
補足事項					

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例										
議案番号	議案第112号	議案名	琴浦町税条例の一部改正について													
目的	町民税所得割の寄附金控除対象となる特定非営利活動法人を指定するもの。															
内容	<p>※県の指定に伴い指定するもので、指定申請を受理したもの。</p> <p>1 控除対象特定非営利活動法人の指定について 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に規定されている、「町民税の控除対象とする住民の福祉の増進に寄与する寄附金」は、町の税条例で指定することになっている。 今回、県の指定(県民税の控除対象)【令和3年10月11日議決】を受けた法人から指定申請があり、琴浦町控除対象特定非営利活動法人の指定等の手続に関する要綱(平成30年琴浦町訓令第50号)に基づき審査したところ、適切と認められるため、税条例で指定するもの。</p> <p>2 審査内容 (1) 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例(平成25年鳥取県条例第4号)第6条第1項の規定による指定手続完了の通知の写し (2) 直近の事業報告書等 (3) 役員名簿 (4) 定款等</p> <p>3 指定団体概要</p> <table border="1" data-bbox="322 1509 1414 1753"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>所在地</th> <th>指定期間</th> <th>申出</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人未来</td> <td>倉吉市東仲町2571</td> <td>令和3年11月1日から 令和8年10月31日まで</td> <td>令和3年11月8日</td> <td>各種ウォーキングイベント、教室等</td> </tr> </tbody> </table>						団体名	所在地	指定期間	申出	事業内容	特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から 令和8年10月31日まで	令和3年11月8日	各種ウォーキングイベント、教室等
	団体名	所在地	指定期間	申出	事業内容											
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から 令和8年10月31日まで	令和3年11月8日	各種ウォーキングイベント、教室等												
補足事項	施行日 公布の日															

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例																																																
議案番号	議案第113号	議案名	琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について																																																			
目的	子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国民健康保険制度において子どもの均等割保険税を軽減するもの。																																																					
内 容	<p>1 現状</p> <p>国民健康保険税は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）で設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。</p> <p>2 概要</p> <p>「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月11日に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が令和3年9月10日に公布され、地方税法の国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることとなった。</p> <p>3 内容</p> <p>全世帯の未就学児に係る被保険者均等割額を半額に軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>比較</th> <th colspan="3">現行 1人あたり課税額</th> <th colspan="3">軽減後 1人あたり課税額</th> <th>参考：</th> </tr> <tr> <th>世帯区分</th> <th>基礎分</th> <th>後期高齢者 支援金等分</th> <th>計</th> <th>基礎分</th> <th>後期高齢者 支援金等分</th> <th>計</th> <th>未就学児の 人数(10/15)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の 世帯</td> <td>21,500</td> <td>7,200</td> <td>28,700</td> <td>10,750</td> <td>3,600</td> <td>14,350</td> <td>38人</td> </tr> <tr> <td>2割軽減 世帯</td> <td>17,200</td> <td>5,760</td> <td>22,960</td> <td>8,600</td> <td>2,880</td> <td>11,480</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>5割軽減 世帯</td> <td>10,750</td> <td>3,600</td> <td>14,350</td> <td>5,375</td> <td>1,800</td> <td>7,175</td> <td>13人</td> </tr> <tr> <td>7割軽減 世帯</td> <td>6,450</td> <td>2,160</td> <td>8,610</td> <td>3,225</td> <td>1,080</td> <td>4,305</td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table>						比較	現行 1人あたり課税額			軽減後 1人あたり課税額			参考：	世帯区分	基礎分	後期高齢者 支援金等分	計	基礎分	後期高齢者 支援金等分	計	未就学児の 人数(10/15)	一般の 世帯	21,500	7,200	28,700	10,750	3,600	14,350	38人	2割軽減 世帯	17,200	5,760	22,960	8,600	2,880	11,480	15人	5割軽減 世帯	10,750	3,600	14,350	5,375	1,800	7,175	13人	7割軽減 世帯	6,450	2,160	8,610	3,225	1,080	4,305	14人
	比較	現行 1人あたり課税額			軽減後 1人あたり課税額			参考：																																														
	世帯区分	基礎分	後期高齢者 支援金等分	計	基礎分	後期高齢者 支援金等分	計	未就学児の 人数(10/15)																																														
	一般の 世帯	21,500	7,200	28,700	10,750	3,600	14,350	38人																																														
	2割軽減 世帯	17,200	5,760	22,960	8,600	2,880	11,480	15人																																														
	5割軽減 世帯	10,750	3,600	14,350	5,375	1,800	7,175	13人																																														
7割軽減 世帯	6,450	2,160	8,610	3,225	1,080	4,305	14人																																															
<p>4 軽減分の公費負担割合</p> <p>国1/2、県1/4、町1/4（一般会計から特別会計へ繰り出し）</p> <p>5 適用</p> <p>令和4年度分から</p>																																																						
補足事項	施行日 令和4年4月1日																																																					

令和3年12月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	条例												
議案番号	議案第114号	議案名	琴浦町国民健康保険条例の一部改正について														
目的	健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)が令和3年8月4日公布され、令和4年1月1日施行されることに伴い、琴浦町国民健康保険条例の一部を改正するもの。																
内容	<p>1 概要</p> <p>国民健康保険の被保険者が出産した際に世帯主に支給される出産育児一時金の額は40.4万円、これに産科医療補償制度の対象となる出産の場合は1.6万円を加算し、総額42万円となっている。</p> <p>令和4年1月1日より産科医療補償制度の掛金が1.2万円に引き下げられることとなったが、社会保障審議会医療保険部会において少子化対策としての重要性に鑑み出産育児一時金の支給総額について42万円を維持すべきとされたことに伴い、出産育児一時金の額を現行の40.4万円から40.8万円に引き上げるもの。</p>																
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>(現行)</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td>出産育児一時金 40.4万円</td> <td>加算部分 1.6万円</td> </tr> </table> </td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> ← 0.4万円 </td> </tr> <tr> <td>(改正後)</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td>出産育児一時金 40.8万円</td> <td>加算部分 1.2万円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> } 合計42万円 </td> <td></td> </tr> </table> <p>2 被保険者への影響</p> <p>出産育児一時金の総額42万円は変わらないが、加算部分(産科医療補償制度の掛金)が0.4万円減少した分、被保険者への給付が増えることになる。</p> <p>(参考)産科医療補償制度</p> <p>通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺となった小児に補償金3,000万円を支払い、小児及び家族の経済的負担を速やかに補償し、分娩機関との紛争の防止・早期解決を図るというもの。分娩機関が運営組織と契約し保険料(現行1.6万円)を支払うと出産費用が上昇するため、出産育児一時金の支給の際、保険料相当額を加算している。</p> <p>国内分娩機関の加入率は99%以上。</p>					(現行)	<table border="1"> <tr> <td>出産育児一時金 40.4万円</td> <td>加算部分 1.6万円</td> </tr> </table>	出産育児一時金 40.4万円	加算部分 1.6万円	← 0.4万円	(改正後)	<table border="1"> <tr> <td>出産育児一時金 40.8万円</td> <td>加算部分 1.2万円</td> </tr> </table>	出産育児一時金 40.8万円	加算部分 1.2万円	} 合計42万円		
(現行)	<table border="1"> <tr> <td>出産育児一時金 40.4万円</td> <td>加算部分 1.6万円</td> </tr> </table>	出産育児一時金 40.4万円	加算部分 1.6万円	← 0.4万円													
出産育児一時金 40.4万円	加算部分 1.6万円																
(改正後)	<table border="1"> <tr> <td>出産育児一時金 40.8万円</td> <td>加算部分 1.2万円</td> </tr> </table>	出産育児一時金 40.8万円	加算部分 1.2万円														
出産育児一時金 40.8万円	加算部分 1.2万円																
} 合計42万円																	
補足事項	加算部分を規定している琴浦町国民健康保険出産育児一時金給付規則も併せて改正する。																

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第115号	議案名	令和3年度琴浦町一般会計補正予算(第9号)			
目的	田越・笠見地区浸水対策事業、光ケーブル施設維持管理事業、総合行政システム改修事業、醸造用ぶどう生産拡大事業、令和2年度事業費確定に伴う国県返納金等にかかる補正を行うもの。					
内容	1 補正額 [単位：千円]					
			補正前予算額	補正額	補正後予算額	
			12,640,505	92,611	12,733,116	
	2 主な追加内容					
	歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。					
	[単位：千円]					
	款名称等			補正額		
	町税			73,278		
	地方特例交付金			1,983		
	分担金及び負担金			200		
国庫支出金			4,572			
県支出金			20,904			
諸収入			3,248			
町債			34,600			
合計			92,611			
歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。						
(1) 田越・笠見地区浸水対策事業[34,650千円]						
ア 事業説明						
田越・笠見地区の浸水対策を実施していくため、用地測量及び詳細設計業務を行う。						
イ 経費						
田越・笠見地区浸水対策事業測量設計業務委託料						
・農業用排水路改修分 [21,450千円]						
・田越地区放水路新設分 [13,200千円]						
ウ 財源						
緊急自然災害防止対策事業債 [34,600千円]						
一般財源 [50千円]						

(2) 光ケーブル施設維持管理事業[10,655 千円]

ア 事業説明

停電時に光ケーブル施設の電力を確保するための自家発電装置が故障したため、修繕工事を行う。

ネット新規加入者の増加によるネット工事費の増額や、国道9号線拡幅工事に係る光ケーブル張替え、町道歩道整備に係る自営柱移設等を行う。

イ 経費

防災用自家発電装置修繕工事請負費 [5,313 千円]

光ケーブル施設設備保守委託料 [5,342 千円]

ウ 財源

移転補償金 [2,653 千円]

一般財源 [8,002 千円]

(3) 総合行政システム改修事業[5,473 千円]

ア 事業説明

児童手当の令和3年度制度改正(令和4年6月施行)に伴い、特例給付に関する所得上限額設定、現況届の省略に対応するためシステム改修を行う。健診結果の管理項目の標準化対応及びマイナンバーを活用した健診結果の全市町村データ連携に伴うシステム改修を行う。

イ 経費

総合行政システム改修委託料 [5,473 千円]

ウ 財源

子ども・子育て支援事業費補助金 [847 千円]

感染症予防事業費補助金 [1,999 千円]

一般財源 [2,627 千円]

(4) 醸造用ぶどう生産拡大事業[4,725 千円]

ア 事業説明

ワイナリー事業と併せて町内における醸造用ぶどうの栽培を推進するため、農業法人に対してぶどう園整備に係る経費を支援する。

イ 経費

醸造用ぶどう生産拡大事業補助金 [4,725 千円]

ウ 財源

鳥取柿ぶどう等生産振興事業補助金 [3,550 千円]

一般財源 [1,175 千円]

(5) しらとりこども園エアコン改修工事業[3,367千円]

ア 事業説明

新型コロナウイルス感染対策として、室内の空気の流れをつくり、効率的に換気が行うことができるエアコンを新たに設置するための設計を行う。

イ 経費

しらとりこども園エアコン改修工事設計業務委託料[3,367千円]

ウ 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[2,859千円]

一般財源 [508千円]

(6) 国県返納金[60,667千円]

ア 事業説明

令和2年度事業について事業費確定に伴い、実績額を超えた金額を国県へ返納する。

イ 経費

返納金[60,667千円]

主な返納金

生活保護費国庫負担返納金 [18,990千円]

障害者自立支援給付費国庫負担金返納金 [17,194千円]

鳥取県障害者自立支援給付費負担金 [8,597千円]

公共土木施設災害復旧事業(30年災)国庫返納金 [2,686千円]

ウ 財源

一般財源 [60,596千円]

多面的機能支払交付金返納金[71千円]

3 繰越明許費

追加

[単位：千円]

事業名	金額
田越・笠見地区浸水対策事業	34,650
防災減災浸水被害防止対策流域等調査事業	15,000
道路維持管理事業	20,700
町道等改良整備事業	40,000

4 債務負担行為

追加

[単位：千円]

事業名	期間	限度額
町営バス・スクールバス運行管理業務	令和4年度から 令和6年度まで	315,666

- ・町営バスとスクールバスの混乗など効率的な運行により全体台数を9台から7台に削減し、持続的な公共交通の構築を図るもの。
- ・現行の2社体制を継続
- ・R3年度と比較してR4年度からは年間15,229千円の委託費を削減

補足事項

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第116号	議案名	令和3年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)			
目的	今後の執行見込を算出し、保険給付費の増額、組替えを行うもの。また、保険基盤安定繰入金の額の確定による増額等を行うもの。					
内 容	1 補正額[単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	2,052,245		808		2,053,053	
	2 主な計上内容					
	(1) 保険給付費					
	今後の執行見込額を算出し予算の増額、組替えを行うもの。					
	ア 経費					
	(ア) 一般被保険者療養給付費[△2,500千円]					
	(イ) 一般被保険者療養費[2,500千円]					
	(ウ) 葬祭費[100千円]					
	イ 財源					
	(ア) 県支出金(普通交付金)[△2,900千円]					
	(イ) 諸支出金(第三者納付金)[2,900千円]					
	(ウ) 一般財源(国保税等)[100千円]					
	(2) 繰入金等					
	保険基盤安定繰入金の額の確定による増額等を行い、納付金の財源組替を行うもの。					
	ア 経費					
	国民健康保険事業費納付金[財源組替]					
	イ 財源					
	(ア) 一般会計繰入金(保険基盤安定)[1,114千円]					
	(イ) 一般財源(国保税等)[△1,114千円]					
補足事項						

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第117号	議案名	令和3年度琴浦町下水道事業特別会計補正予算(第3号)			
目的	人件費の増額のほか、下水道未普及地域の整備事業費の補正を行うもの。					
内容	1 補正額[単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	780,777		80		780,857	
	2 主な計上内容					
	(1) 下水道事業[80千円]					
	ア 事業説明					
	(ア) 見込み誤り及び通勤経路変更により、人件費の増額を行う。					
	(イ) 公共下水道事業整備費が減額となることに伴い、その費用を特定環境保全事業整備費へ組み替える。					
	イ 経費					
	(ア) 給料、職員手当等[80千円]					
	(イ) 公共下水道事業整備費(東伯)[△2,450千円]					
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料[1,690千円] ・工事請負費[△4,290千円] ・水道移転補償金[100千円] ・一般会計繰出金[50千円] 					
	↓					
	特定環境保全事業整備費(赤碕)[2,450千円]					
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料[△1,081千円] ・工事請負費[5,504千円] ・水道移転補償金[△1,923千円] ・一般会計繰出金[△50千円] 					
	ウ 財源					
	一般財源[29千円]、下水道使用料[51千円]					
	公共下水道事業から特定環境保全事業へ財源組替					
補足事項						

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第118号	議案名	令和3年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)			
目的	後期高齢者医療広域連合の保険基盤安定負担金の額確定に伴う補正を行うもの。					
内容	1 補正額[単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	226,562		△2,809		223,753	
	2 計上内容					
	(1) 後期高齢者医療広域連合納付金[△2,809千円]					
	保険基盤安定負担金の額確定を受けて、負担金の減額を行うもの。					
	ア 経費					
	後期高齢者医療広域連合納付金[△2,809千円]					
	イ 財源					
	一般会計繰入金(保険基盤安定繰入金)[△2,809千円]					
補足事項						

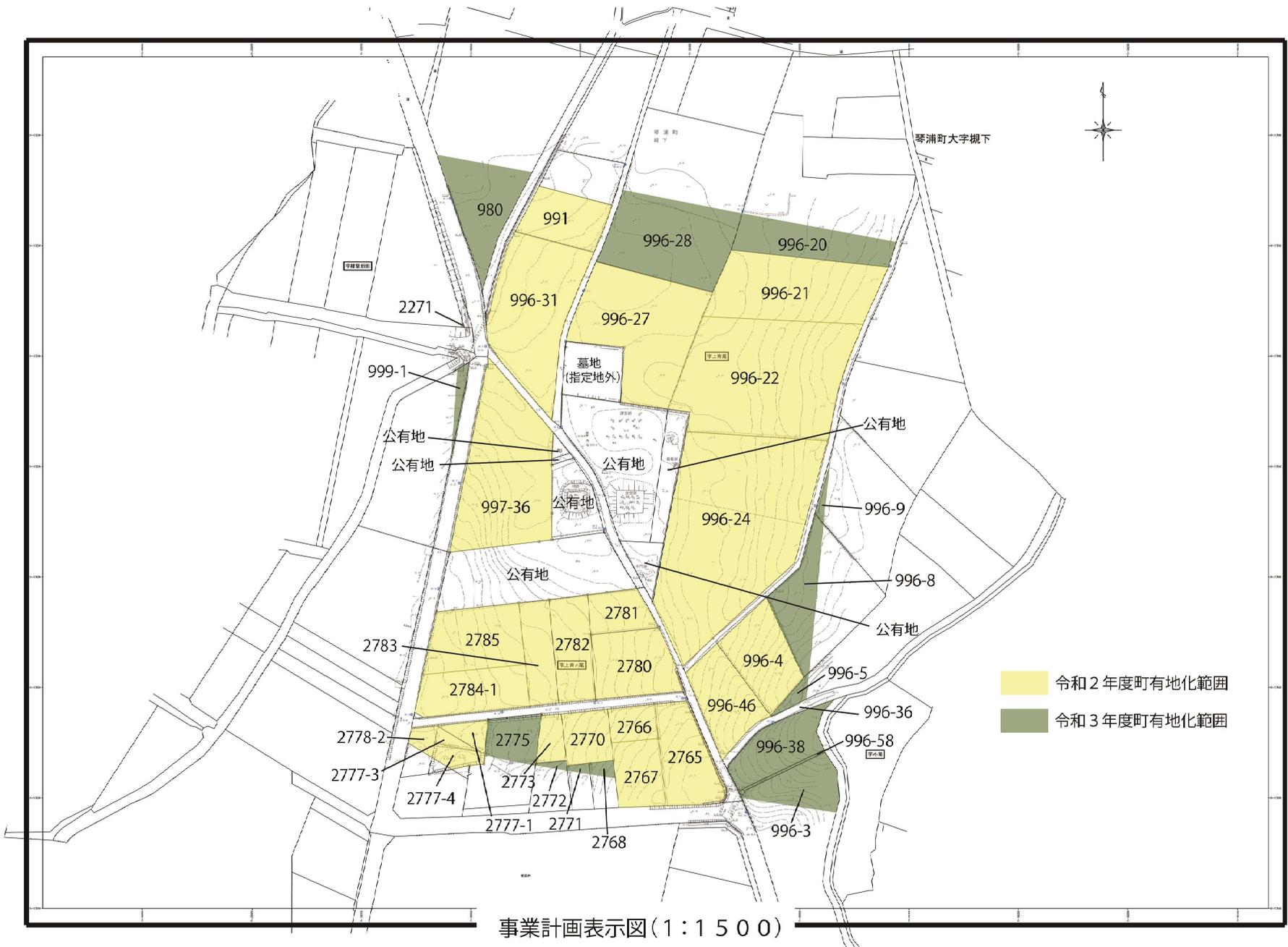
令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第119号	議案名	令和3年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第2号)			
目的	令和3年7月豪雨等で被災した松ヶ谷墓地内歩道の修繕に対する補助金の補正を行うもの。					
内容	1 補正額[単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	18,224		0		18,224	
	2 主な計上内容					
	(1) 歳出予算					
	ア 負担金、補助金及び交付金[300千円]					
	イ 予備費[△300千円]					
	3 被災箇所					
	琴浦町大字松谷 448 番地 1(松ヶ谷墓地)					
	4 補助事業者					
	松ヶ谷墓地管理会					
						
						
補足事項						

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算												
議案番号	議案第120号	議案名	令和3年度琴浦町水道事業会計補正予算(第3号)															
目的	県道橋梁工事(杉下橋)に伴う配水管布設替工事費等の補正を行うもの。																	
内 容	1 予算額																	
	(1) 収入 [単位:千円]																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前予算額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損益勘定</td> <td>336,875</td> <td>0</td> <td>336,875</td> </tr> <tr> <td>資本勘定</td> <td>139,900</td> <td>1,295</td> <td>141,195</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	補正前予算額	補 正 額	補正後予算額	損益勘定	336,875	0	336,875	資本勘定	139,900	1,295	141,195
	区 分	補正前予算額	補 正 額	補正後予算額														
	損益勘定	336,875	0	336,875														
	資本勘定	139,900	1,295	141,195														
	(2) 支出 [単位:千円]																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前予算額</th> <th>補 正 額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損益勘定</td> <td>266,524</td> <td>0</td> <td>266,524</td> </tr> <tr> <td>資本勘定</td> <td>325,712</td> <td>7,700</td> <td>333,412</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	補正前予算額	補 正 額	補正後予算額	損益勘定	266,524	0	266,524	資本勘定	325,712	7,700	333,412
	区 分	補正前予算額	補 正 額	補正後予算額														
	損益勘定	266,524	0	266,524														
資本勘定	325,712	7,700	333,412															
2 主な計上内容																		
(1) 収入 資本勘定[1,295千円]																		
ア 事業説明																		
県道橋梁工事(杉下橋)、消火栓新設工事等に伴う工事負担金の増額を行う。																		
(2) 支出 資本勘定[7,700千円]																		
ア 事業説明																		
県道橋梁工事(杉下橋)に伴う配水管布設替工事費の増額を行う。																		
イ 経費																		
工事請負費[7,700千円]																		
ウ 財源																		
(ア) 他会計負担金[2,664千円]																		
(イ) 一般財源[5,036千円]																		
補足事項																		

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	社会教育課	種別	その他
議案番号	議案第121号	議案名	財産の取得について(斎尾廃寺跡保存・活用用地)			
目的	特別史跡 斎尾廃寺跡について、令和2年度に追加指定された用地について、保存・活用を図るため、取得するもの。					
内容	<p>特別史跡 斎尾廃寺跡について、令和2年度に追加指定された用地について、保存、活用を図るため、取得するもの。</p> <p>用地を取得するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年琴浦町条例第54号)の規定により、本議会の議決を求めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取得財産名 斎尾廃寺跡保存・活用用地 2 取得場所 鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下980番地 ほか14筆 3 取得面積 7,494.01 m² 4 買取金額 一金 22,710,933円 5 契約者 個人14名、一般企業1社 					
補足事項						

令和3年度特別史跡齋尾廃寺跡追加指定地買上げ対象地一覧表

番号	(所在地)地番	地目	面積	
1	琴浦町大字槻下 字上齊尾 980番	田	1133.94	m ²
2	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番3	畑	671.98	m ²
3	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番5	畑	104.88	m ²
4	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番8	畑	830.53	m ²
5	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番9	畑	79.00	m ²
6	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番20	畑	1026.72	m ²
7	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番28	畑	1984.63	m ²
8	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番38	畑	875.00	m ²
9	琴浦町大字槻下 字上齊尾 996番58	用悪水路	53.00	m ²
10	琴浦町大字槻下 字上齊尾 999番1	畑	124.24	m ²
11	琴浦町大字槻下 字紺屋新田 2271番	田	2.25	m ²
12	琴浦町大字槻下 字上齊ノ尾 2768番	畑	73.20	m ²
13	琴浦町大字槻下 字上齊ノ尾 2771番	畑	37.14	m ²
14	琴浦町大字槻下 字上齊ノ尾 2772番	畑	38.64	m ²
15	琴浦町大字槻下 字上齊ノ尾 2775番	雑種地	458.86	m ²
計			7,494.01	m ²



事業計画表示図(1:1500)

令和3年12月定例議会 議案概要			担当課	企画政策課	種別	その他
議案番号	議案第122号	議案名	鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更について			
目的	鳥取中部ふるさと広域連合の関係市町において選挙すべき議員の定数の均衡を図るため、鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>鳥取中部ふるさと広域連合の関係市町において選挙すべき議員の定数の均衡を図るため、鳥取中部ふるさと広域連合規約(平成10年鳥取県指令市振3第1号)の一部を変更するもの。</p> <p>具体的には、三朝町の議員定数を1人から2人へ、琴浦町の議員定数を3人から2人へ変更することとし、令和4年2月20日から施行することとしました。</p> <p>2 内容</p> <p>三朝町及び琴浦町の議員定数を以下のとおり改める。</p>					
	改正後			改正前		
<p>(広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 三朝町 <u>2</u>人</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 琴浦町 <u>2</u>人</p> <p>3・4 (略)</p>			<p>(広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 関係市町において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 三朝町 <u>1</u>人</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 琴浦町 <u>3</u>人</p> <p>3・4 (略)</p>			
補足事項						